

京田辺市専用水道事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）に定める専用水道の適切な布設及び管理を促進し、専用水道の衛生対策業務の円滑化を図るとともに、水道事業との調整を図る。

(定義)

第2条 専用水道とは、寄宿舍、社宅、診療所等における自家用の水道、その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100人を越える者にその居住に必要な水を供給するもの若しくはその水道施設が2に定める目的に供され、3で算定される1日最大給水量が20立方メートルを越えるもの。

ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とする場合にあってはその水道施設のうち地中又は地表に設置されている部分の規模が次のいずれかに該当するものであること。

(1) 建築物外の地中又は地表に設けられた受水槽の有効容量の合計が100立方メートルを超えるもの。（六面点検が可能なものは、有効容量にかかわらず専用水道に該当しない。）

(2) 地中又は地表に設けられた口径25ミリメートル以上の導管の全長が1500メートルを超えるもの。（導管の長さの算定は、受水槽から給水栓までの管を対象とし、他の水道から当該受水槽までの管は含めない。）

2 水道施設が人の飲用、炊事用、浴用、その他人の生活の用に供することを目的としていること。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

(1) 公衆浴場及び旅館等の共同浴場並びにこれらの付帯設備の用に供するもの

(2) プール及びその付帯設備の用に供するもの

(3) 食品等の製造工程の用に供するもの

(4) 空調の用に供するもの

(5) その他、住居以外の場所において人の飲用に供されるおそれのないもの

3 1日最大給水量は次の順位により算定するものとする。

(1) 現在の給水施設が設計されたときの設計上の必要水量を1日最大給水量

とする。

(2) 現在の給水施設が設計されたときの設計上の必要水量が存在しない場合には、当該施設の揚水又は取水量、水道からの受水量等から算定した給水量を1日最大給水量とする。

(3) (2)の場合において、揚水又は取水量（受水量）等の全部又は一部が不明な場合、不明な部分については実測等によるほか、「空気調和・衛生工学便覧4．給排水衛生設備設計編における「建物種類別単位給水量・使用時間・人員表」及び日本工業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3 3 0 2 : 2 0 0 0）」に基づき算出した水量を1日最大給水量とする。

ただし、これによりがたい場合は、以下の資料により補完する。

ア 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 監修 建築設備設計基準・同要領

イ 簡易水道等国庫補助事業に係る施設基準(H12.3.31 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)

ウ 建築物の用途別によるし（尿）尿浄化槽の処理対象人員算定基準表の処理対象人員（n）1人当たりの汚水量及びBOD量参考値等とする。

4 分譲住宅等の水道の取り扱いについては、昭和41年5月28日付け厚生省水道整備課長通知（環水第5054号）による。

（専用水道布設工事確認申請）

第3条 専用水道布設工事確認申請

1 公営企業管理者は、専用水道の布設工事（新設・増設・改良）をしようとする者から、法第32条に基づく専用水道布設工事確認申請書1通（第1号様式、以下「確認申請書」という。）が提出されたときは、次の各号に定める記載事項及び添付書類を点検の上、これを受理する。

(1) 申請書添付書類

ア 専用水道布設工事を必要とする理由

イ 居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面

ウ 水道施設の位置を明らかにする地図

エ 水源及び浄水場の周辺の概要を明らかにする図面

オ 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

カ 導水管、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断図

キ 水道技術管理者の実務経験年数を明らかにする証明書等

(2) 工事設計書

ア 1日最大給水量及び1日平均給水量

イ 水源の種別及び取水地点

ウ 水源の水量の概算及び水質試験の結果

エ 水道施設の概要

オ 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）規模及び構造

カ 浄水方法

キ 工事の着手及び完了の予定年月日

ク その他厚生労働省令に定める事項

2 公営企業管理者は、確認申請書及び添付書類の記載事項が第2号様式により法第5条に規定する施設基準に適合していることを確認したときは、確認申請書を受理した日から起算して30日以内に、第3号様式により申請者に通知するとともに、確認申請書に基づく必要な事項を専用水道台帳（第4号様式）に記録する。

ただし、施設基準に適合しないと認めるとき、又は申請書及び添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、第5号様式によりその適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者に通知するとともに、確認できるまで申請者を指導する。

3 国の設置する専用水道に関する事務は、法第50条に基づき厚生労働大臣が行う。

ただし、新規に国の設置する専用水道の確認の申請があったときは、設置者の特段意向がない限り、厚生労働大臣あて当該届出書を提出するよう助言する。

(専用水道給水開始届出)

第4条 公営企業管理者は、専用水道を給水開始しようとする者（設置者）から、法第34条において準用する法第13条第1項に基づく専用水道給水開始届出書1通（第6号様式、以下「開始届出書」という。）が提出されたときは、その記載事項及び添付書類の記載内容が、当該確認申請書の内容と相違がないことを確認するとともに、次の検査結果に基づく現地調査等により施設の安全性を確認した上、これを受理する。

ただし、施設の安全性を確認できないときは、確認できるまで申請者を指導する。

- (1) 水質基準に関する省令の表の上欄に掲げるすべての項目及び残留塩素濃度試験結果
- (2) 浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち施設の新設、増設又は改良による影響のある事項に関し、新設、増設又は改良に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設の検査結果（第7号様式）
- (3) その他安全性を確認する資料
(業務を委託した場合の届出)

第5条 公営企業管理者は、専用水道の設置者から、法第34条において準用する法第24条の3第2項に基づく業務を委託した旨の届出書1通（第8号様式、以下「委託届出書」という。）が提出されたときは、厚生労働省令（水道法施行規則第17条の7）で定められた事項の記載及び各号に掲げる資料の添付を確認した上、これを受理する。解除された場合も同様とする。

- (1) 委託契約書の写し
- (2) その他委託した業務内容に関する資料

2 公営企業管理者は、委託届出書を受理したときは、委託届出書に基づく必要な事項を専用水道台帳に記録する。

(専用水道布設工事申請記載事項変更届出)

第6条 公営企業管理者は、専用水道の布設工事確認申請を行った者から、水道法第33条第3項に基づく専用水道布設工事申請記載事項変更書届出書1通（第9号様式、以下「記載事項変更届出書」という。）が提出されたときは、

その変更内容を点検し、設置者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主な事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）並びに水道事務所の所在地の変更に関し、これを受理する。

- 2 公営企業管理者は、記載事項変更届出書を受理したときは、記載事項変更届出書に基づき必要な事項を専用水道台帳に記録する。

（専用水道廃止届出）

第7条 公営企業管理者は、専用水道の設置者から専用水道廃止届出書1通（第10号様式、以下「廃止届出書」という。）が提出されたときは、その記載事項を確認の上、当該水道利用者の現状、代替水の確保状況等を調査の上、廃止による利用者への影響がないことを確認の上、これを受理する。

- 2 公営企業管理者は、廃止届出書を受理したときは、廃止届出書に基づき専用水道台帳から抹消する。

（専用水道の衛生管理指導）

第8条 公営企業管理者は、専用水道の設置者に対する衛生管理指導は、別記3「専用水道衛生管理基準」に基づき行う。

- 2 公営企業管理者は、専用水道の設置者から供給する水が人の健康に害するおそれがある旨の報告があったとき、又はその他必要と認めるときは、当該施設に対し立入調査を実施し、必要に応じて、設置者等に指導を行う。

（専用水道の改善の指示等）

第9条 公営企業管理者は、専用水道の設置者に対して第11号様式により改善等を指導したにもかかわらず、相当期間を経過しても改善の意思があるとは認められないときには、第12号様式により改善を指示する。

- 2 公営企業管理者は、水道技術管理者又は受託水道業務技術管理者が法に定める職務を怠り、なお継続して職務を怠ったときは、当該専用水道の設置者に対して、水道技術管理者又は受託水道業務技術管理者を変更すべきことを第13条様式により勧告する。

（給水停止命令）

第10条 公営企業管理者は、専用水道の設置者が法に定める責務を怠り、前第9条による改善の指示等を行ったにもかかわらずこれに従わないときにおいて、給水を継続させることが、当該専用水道の利用者の利益を損なうと認

められるときは、専用水道の設置者が改善指導事項を履行するまでの間代替給水の確保と当該専用水道による給水を停止すべきことを第14条様式により命ずる。

(水質検査計画)

第11条 水質検査計画については、社団法人日本水道協会発行の「水質検査計画策定のための手引書」(平成16年3月発行)を参考のこと。

(報告の聴取、立入調査等)

第12条 公営企業管理者が行う報告の聴取、立入調査等については、京田辺市簡易専用水道指導要綱第3条を準用する。

(水道水の受水奨励)

第13条 公営企業管理者は、専用水道を設置しようとする者に、当該施設設置者の責務等を周知させるとともに、水道水の受水を奨励する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。